

大阪広域環境施設組合ホームページバナー広告掲載要領

制定 平成 28 年 12 月 15 日

改正 令和 元 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、大阪広域環境施設組合（以下「組合」という。）のホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて、大阪広域環境施設組合広告掲載要綱に定めるもののほか、必要な事項について定める。

(広告の規格、掲載時期等)

第 2 条 規格、掲載位置及び掲載時期等は別途定める。

(広告掲載希望者の募集)

第 3 条 広告掲載希望者の募集は、組合のホームページ等で行う。

(規制業種又は事業者)

第 4 条 次の各号に定める業種又は事業者の広告掲載については、これを承認しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) 商品先物取引に関するもの
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者
- (8) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引。ただし、特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。
- (10) 結婚相談所又は交際紹介業
- (11) 探偵事務所、興信所等の調査会社
- (12) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体又は特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- (13) 公共機関又は行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等
- (14) 大阪市税、八尾市税、松原市税又は守口市税を滞納している事業者

(掲載基準)

第 5 条 次の各号に定めるものは、掲載しない。

- (1) 差別、名誉棄損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービス

スを提供するもの

- (3) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (6) 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 社員等の人材募集を主たる内容とするもの
- (8) その他、事務局長が不適当と認めるもの

(規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告)

第6条 第4条に定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定めた規制の範囲内でその掲載を認める。

(広告の優先順位)

第7条 掲載する広告は、公的機関に関するもの（組合関連団体を除く）及び私企業のうち公共性の強いものを優先的に取り扱う。

(広告表示内容に関する個別の基準)

第8条 具体的な表示内容等については、掲載の都度、総務課が別表第1及び別表第2の各項目について検討し、判断することとする。その結果、内容の訂正・削除等が必要な場合には、その旨を広告掲載申請者に依頼することとし、依頼を受けた広告掲載申請者は、正当な理由がある場合以外は訂正・削除等に応じなければならない。

(広告掲載の承認及び決定)

第9条 事務局長は、大阪広域環境施設組合ホームページバナー広告掲載申込書（第1号様式）による掲載申請を受けたときは、大阪広域環境施設組合広告掲載要綱及び本要領に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 事務局長は、広告掲載の可否決定に際し、大阪広域環境施設組合広告審査委員会に必要な事項の審査などを付託することができる。

3 前2項の規定により掲載の可否を決定したときは、事務局長は広告掲載申請者に広告掲載決定通知書（第2号様式）を交付しなければならない。

(承認の取消しなど)

第10条 事務局長は、広告主が次の各号の一に該当するときは、広告掲載中であっても、その掲載の承認を取り消すことができる。

- (1) 組合の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があった場合
- (2) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合。または社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合
- (3) やむを得ない場合、その他、事務局長が特に必要と認める場合

(広告主の責務)

- 第 11 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

附 則

この要領は、制定の日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

1 語学教室等 安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。 例：一か月で確実にマスターできる 等
2 学習塾・予備校等（専門学校を含む） 合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。
3 外国大学の日本校 下記の主旨を明確に表示すること。 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」
4 資格講座 (1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。 「この資格は国家資格ではありません。」 (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。 (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
5 病院、診療所、助産所 (1) 医療法第 6 条の 5 又は第 6 条の 7 の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 (2) 掲載する広告の方法及び内容の基準については、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 9 の規定及び医業若しくは歯科医業は又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）の内容に従う。

(3) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。 (4) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。 (5) 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の医療機関等担当課で広告内容について了解を得ること。
6 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復） (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。 (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。 (4) 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の医療機関等担当課で広告内容について了解を得ること。
7 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等） 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容について了解を得ること。
8 いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容について了解を得ること。
9 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等 (1) サービス全般（老人保健施設を除く） ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。 イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 ウ その他、サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表示はできない。 例：大阪市事業受託事業者 等 (2) 有料老人ホーム (1)に規定するもののほか、 ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。 イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成 16 年度公正取引委員会告示第 3 号）」に抵触しないこと。 (3) 有料老人ホーム等の紹介業 ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 イ その他利用にあたって有利であると誤解を招くような表示はできない。	
10 不動産事業 (1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、許可免許証番号等を明記する。 (2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。 (3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。 (4) 契約を急がせる表示は掲載しない。 例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等	
11 弁護士・税理士・公認会計士等 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。	
12 旅行業 (1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。 (2) 不当表示に注意する。 例：白夜で無い時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等	
13 雑誌・週刊誌等 (1) 適正な品位を保った広告であること。 (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。 (3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文書、写真）がないものであること。 (4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。 (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。 (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。 (7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。 (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。	
14 映画・興業等 (1) 暴力、賭博、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。	

(2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。 (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。 (4) 内容を極端にゆがめたり、一部のみを誇張した表現等は使用しない。 (5) ショッキングなデザインは使用しない。 (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。 (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
15 募金等 (1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 (2) 下記の主旨を明確に表示すること。 「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」
16 質屋・チケット等再販売業 (1) 個々の相場、金額等の表示はしない。 例：〇〇のバッグ 50,000 円、航空券〇〇～〇〇15,000 円 等 (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。
17 トランクルーム及び貸し収納業者 (1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。 (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等
18 ダイヤルサービス 各種のダイヤルサービスは、内容を確認のうえ判断する。
19 通信販売業 (1) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 11 条及び第 12 条の規定に反しないこと。 (2) 「通信販売協会」に加盟している者等とは、通信販売協会に加盟する者のほか、協会には加盟していないが、主たる業態が常設店舗で販売を行う事業者で、本組合が妥当と判断するもの。
20 その他、表示について注意を要すること (1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 例：メーカー希望小売価格の 30%引き 等 (2) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。 (3) 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合がある場合には、その旨を明示すること。

例：昼食代は実費負担、入学金は別途かかります 等 (4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHS のみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。 (5) 肖像権・著作権 無断使用がないか確認をする。 (6) 宝石の販売 虚偽の表現に注意（公正取引委員会に確認の必要あり。） 例：メーカー希望価格の 50%引き（宝石には通常、メーカー希望価格はない） 等 (7) 個人輸入代行業等の個人営業広告 (8) アルコール飲料 ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること 例：お酒は 20 歳を過ぎてから 等 イ 飲酒を誘発するような表現の禁止 例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿 等
--

別表第 2（第 8 条関係）

1 禁止表現 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に沿わない動きをしたり、ユーザーに誤解を与えるおそれがあるため、禁止とする。 (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン (2) アラートマーク（通知やお知らせがあるように見えるもの） (3) ラジオボタン（選択できるように見えるもの） (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの） (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
2 GIF アニメ GIF アニメを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。 (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。 (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を 2 秒以上とする。 (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を 100 分の 40 秒以上とする。 (4) 規則的なパターン模様などの光感受性発作（光源性てんかん）を誘発するおそれのあるビジュアルを用いないこと。 (5) テキスト内容が変化する画像は、5 秒経過したら静止させること。
3 組合ホームページとの区別

閲覧者が組合のホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがある表現又は閲覧者が組合の事業であると錯誤する恐れのある表現を使用してはならない。

4 色調

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

5 解像度

文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

第1号様式（第9条関係）

大阪広域環境施設組合ホームページバナー広告掲載申込書

令和 年 月 日

大阪広域環境施設組合事務局長 様

住所

名称

代表者職・氏名・印

電話番号

F A X

E-mail

担当者職・氏名

大阪広域環境施設組合ホームページバナー広告について、次のとおり申し込みます。

記

- 1 希望期間 令和 年 月 から 令和 年 月 まで
- 2 希望枠数 枠
- 3 広告掲載料 金 円（税込）
（内訳 税込 円× 枠× か月）
- 4 リンク先のホームページアドレス
（URL ）
- 5 広告原稿 別添のとおり
- 6 そ の 他 (1)大阪広域環境施設組合広告掲載要綱、大阪広域環境施設組合ホームページバナー広告掲載要領及び各種関係法令等を遵守します。
(2)大阪市税、八尾市税、松原市税又は守口市税の滞納はありません。

第2号様式（第9条関係）

大広環総第 号
令和 年 月 日

様

大阪広域環境施設組合事務局長

広告掲載決定通知書

令和 年 月 日付けで、申込みがありましたバナー広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定区分

☐掲載する

☐掲載しない

理由
- 2 広告媒体

大阪広域環境施設組合ホームページ

URL
- 3 掲載期間

令和 年 月 から 令和 年 月 まで
- 4 広告掲載料

金 円（税込）

（内訳 税込 円× 枠× か月）
- 5 納入期限

令和 年 月 日
- 6 入稿期限

令和 年 月 日
- 7 掲載条件

別紙の掲載条件を遵守すること

掲載条件

(広告の範囲)

第1条 大阪広域環境施設組合広告掲載要綱、大阪広域環境施設組合ホームページ
バナー広告掲載要領及び各種関係法令等のいずれかに該当する広告は掲載しない。

(広告掲載料)

第2条 広告掲載料は指定期日までに一括前納しなければならない。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第3条 徴収した広告掲載料は還付しない。ただし、特段の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第4条 広告主は、広告原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の取消)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) その他必要と認めたとき

(広告主の責務)

第6条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。